

# 東日本大震災による二重ローン問題に対応する ための立法措置について（案）

平成 23 年 5 月 31 日  
超党派 PPP（官民連携）推進研究会

## 1 債務免除の場合の無税償却及び債務免除益の非課税

(1) 金融機関等が、住宅資金又は事業資金として貸し付けられた債権等の金銭債権（個人又は中小企業に対するものに限る。）に係る債務であって東日本大震災によって被害を受けたことにより履行が困難となったものについて、全部又は一部を免除した場合には、当該金融機関等に対する法人税法の規定の適用については、その免除した債務の金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとする。

※ 上記の対応については、迅速性を勘案すれば、通達による措置とすることも考えられる。

(2) (1)の債務の免除を受けた場合における経済的利益については、租税を課さないものとする。

※ 上記(2)の対応のうち所得税に係るものについては、通達による措置とすることも考えられる。

### [検討課題]

① 債務者が次の金銭を受け取った場合には、受け取った金銭の額と 1

(1)の対象となる債務の額との調整を行うべきか。

- ・ 地震保険等の保険金
- ・ 原発による損害に対する賠償
- ・ 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金
- ・ 義援金 等

② 1(1)の対象となる債務の免除について、債務者の資産や収入による制限を設けるべきか。

## 2 債権買取機構〔仮称〕の創設

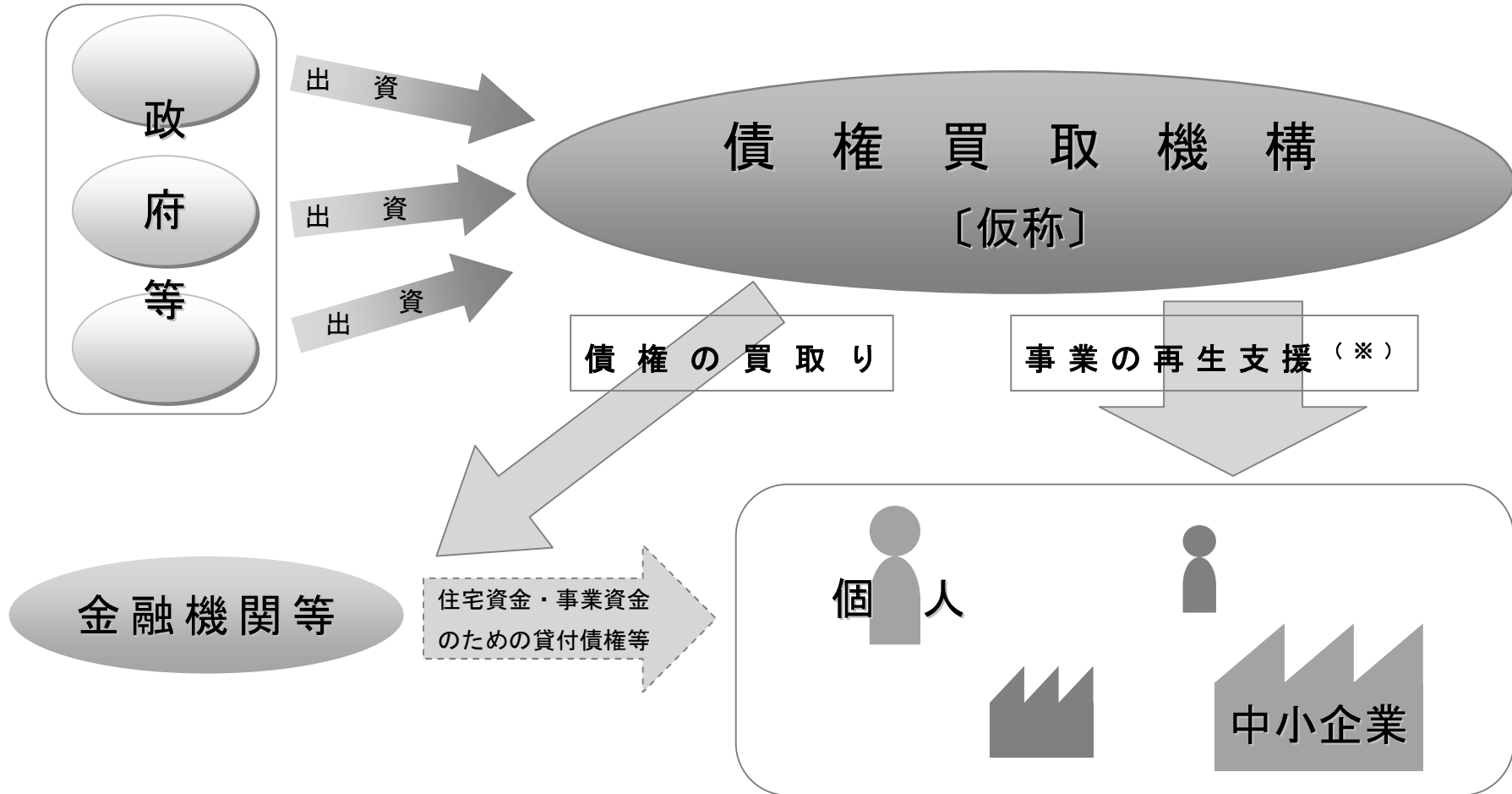
(1) 1 (1)の債権の適切な価格での買取り、当該債権に係る債務者の事業の再生の支援等を行う債権買取機構を創設するものとする。

(2) 政府等は、債権買取機構に対して出資を行うものとする。

### [検討課題]

- ① 債権買取機構による債権の買取りに関しては、1の債務免除に係る措置との関係を整理する必要がある。
- ② 組織の在り方（株式会社とするか等）は、当機構の具体の業務・運営の在り方（支援の手法、資金の回収スキーム等）に応じて、検討すべきと考えられる。

## 債権買取機構〔仮称〕スキーム図



（※）事業の再生支援としては、資金回収が可能となるものも考えられる。（支援対象企業の株式の購入に伴う配当収入等）